

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月25日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アバディーン・ジャパン・オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限 2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月14日付で提出した有価証券届出書の内容に変更があったため、訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

平成25年7月26日より、_____下線の箇所を訂正いたします。

第一部【証券情報】

（6）【申込単位】

<訂正前>

申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位とします。

確定拠出年金法に基づく運用および変額年金・変額保険としての購入申込みは1円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位によるものとします。

販売会社によって申込単位（購入単位）は、が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位とします。

分配金の受取方法により、申込みには以下の2つのコースがあります。

どちらかのコースをお選びください。

原則として、購入後のコース変更は出来ません。

一般コース _____：収益の分配時に分配金を受取るコースです。

自動けいぞく投資コース：分配金が税引き後無手数料で自動的に再投資されるコースです。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって「自動けいぞく投資契約」*を締結するものとします。

* 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

（4）【分配方針】

a. 収益分配方針

<訂正前>

毎決算時（原則として毎年3月17日および9月17日。ただし、17日もしくは18日のいずれかが休業日のときは、17日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、17日に最も近い日を決算日とします。）

に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配額対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

～（略）

<訂正後>

毎決算時（原則として毎年3月17日および9月17日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下

の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

～（略）

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜1.5%）を乗じて得た額とし、その配分は次の通りです。

	販売会社毎における 取扱い純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
—	100億円以下の部分	年率 0.735% (税抜 0.7%)	年率 0.735% (税抜 0.7%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)
	100億円超 500億円以下の部分	年率 0.42% (税抜 0.4%)	年率 1.05% (税抜 1%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)
	500億円超 2,000億円以下の部分	年率 0.3675% (税抜 0.35%)	年率 1.1025% (税抜 1.05%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)
	2,000億円超の部分	年率0.315% (税抜 0.3%)	年率1.155% (税抜 1.1%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)
—	100億円以下の部分	年率 0.735% (税抜 0.7%)	年率 0.735% (税抜 0.7%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)
	100億円超の部分	年率 0.42% (税抜 0.4%)	年率 1.05% (税抜 1%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)

* 信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

* 信託報酬の配分は、販売会社によって または となります。

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜1.5%）を乗じて得た額とし、その配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.714% (税抜 0.68%)	年率0.756% (税抜 0.72%)	年率0.105% (税抜 0.1%)

* 信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

a .、 b .（略）

c . 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）*の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

* 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

、（略）

d . 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）*の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。

* 平成26年1月1日からは 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

e .（略）

* 上記は平成25年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

a .、b .（略）

c . 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）*の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

* 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用が可能です。

、（略）

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

d . 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）*の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。また、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

* 平成26年1月1日からは 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

e .（略）

* 上記は平成25年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a . 購入申込方法

<訂正前>

（略）

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*にしたがって契約を締結します。

* 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」*等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

* 他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別

の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(略)

当ファンドの購入申込みをする際には、収益分配金を受取る「一般コース」もしくは収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の、どちらかのコースをお選びください。原則として、購入後のコース変更は出来ません。また「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*にしたがって契約を締結するものとします。

*販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」を選択した場合は、購入金額(購入申込受付日の基準価額×購入口数)に購入時手数料(消費税等相当額込)を加えた金額を購入代金として販売会社にお支払いください。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、購入代金を販売会社にお支払いください。購入時手数料(消費税等相当額込)は購入代金から差し引かれます。

「定時定額購入サービス」*を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

*販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度に基づく購入申込みの場合は、当該制度によるお申込みとします。

b. 購入単位

<訂正前>

販売会社が定める単位とします。

確定拠出年金法に基づく運用および変額年金・変額保険としての購入申込みは1円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する購入単位によるものとします。

販売会社によって購入単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

販売会社が定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

3【資産管理等の概要】

(4)【計算期間】

<訂正前>

原則として、毎年3月18日から9月17日まで、および9月18日から翌年3月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日であるうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

<訂正後>

原則として、毎年3月18日から9月17日まで、および9月18日から翌年3月17日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金に対する請求権

<訂正前>

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<訂正後>

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

<訂正前>

(平成25年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,938百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

<訂正後>

(平成25年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容

S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,938百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。